

令和2年5月25日

保護者のみなさまへ

川西市教育委員会 幼児教育保育課

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による自宅等保育の協力日の届出について

本市では、3月3日から市立保育所・認定こども園については、可能であれば自宅等での保育の協力をお願いしています。この間の、協力日を把握する必要があるため、下記により施設への届出をお願いします。

記

- 1 届出の対象者
市立保育所・認定こども園に在籍するお子さんのうち、市からの協力要請を受けて、自宅等での保育に協力していただいた場合に限り届出が必要です。
- 2 届出の対象期間
6月1日（月）～27日（土）
※ 市が自宅保育の協力要請を行った期間。6月29日（月）以降は通常保育になります。
- 3 届出方法
該当する人は、施設に申し出てください。施設から「自宅等での保育協力日届出書」を受け取り、必要事項を記入のうえ、7月1日までに施設へ提出してください。
- 4 3号認定子どもの保育料の軽減について（川西市の子どもが対象）
0～2歳児クラスで協力日のある方に限り、6月分保育料を日割り計算により減額します。保育料は通常の料金で一旦徴収し、軽減額は8月以降の保育料で調整予定。
- 5 1号及び2号認定子どもの給食費の軽減について
3～5歳児クラスで協力日がある方に限り、給食費（1号認定：主食費日額40円・副食費日額180円、2号認定：主食月額1,000円・副食月額4,500円）を日割り計算により減額します。通常の料金で一旦徴収し、軽減額は8月以降の給食費で調整予定。
- 6 2号及び3号子どもの延長保育料の軽減について（川西市の子どもが対象）
協力日のある方に限り、6月分延長保育料（月額）を日割り計算により減額します。延長保育料（月額）は通常の料金で一旦徴収し、軽減額は8月以降の延長保育料（月額）で調整予定。
- 7 出席日について
認定こども園1号・2号認定児童は、協力日を出席停止日に算入します。

<問い合わせ先>

川西市教育委員会 幼児教育保育課

電話072-740-1175